

八尾市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は八尾市建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第7条第2項及び第12条の規定により、八尾市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の工事成績の評定（以下「評定」という。）を厳正かつ的確に実施するために必要な事項を定め受注者の適正な選定、指導及び育成を目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定は、請負金額が200万円以上の工事について行うものとする。

(評定の対象)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性並びに法令遵守等の項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査要綱第3条に規定する検査職員及び八尾市建設工事監督要領第2条第2号に規定する監督員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、それぞれの工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、評定者が独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、八尾市建設工事成績評定基準に基づき行うものとする。ただし、工事内容に評定項目がない場合は、当該項目を評定しないものとする。

4 前項ただし書きにより評定しない項目があった場合の評定については、評定した項目の合計点を100点満点に換算するものとする。

(評定結果の通知と公表)

第6条 市長は、評定者から工事成績報告書の提出があったときは、速やかに当該工事の受注者に対して、その結果を八尾市建設工事成績評定通知実施要領（以下「通知実施要領」という。）に基づき通知するとともに、工事成績評定点を公表する。

2 前項の規定による公表の期間は、公表した日の属する月の末日から起算して5年間とする。

(評定の修正)

第7条 市長が前条の通知をした後、必要があると認められる場合、契約検査課長は当該工事成績評定点を修正しなければならない。また、修正を行った場合、契約検査課長は市長に工事成績修正報告書（様式・1）の提出を行う。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに当該工事の受注者に対して、その結果を通知実施要領に基づき通知するとともに、工事成績評定点を公表する。

3 第1項の規定による修正を行う対象は、通知を行った日から5年を経過した年度末までに評定したものとする。

(工事成績不良)

第8条 評定の結果、工事成績評定点が55点未満（以下「工事成績不良」という。）と判定された場合は、当該受注者に対し、警告書（様式-2）により警告を行う。ただし、当該工事の竣工年度及びその前年度において当該受注者に対し警告を行っていた場合は、八尾市入札参加停止要綱に基づき入札参加停止措置を行う。

2 工事成績不良と判定された工事に伴う追加、付帯工事は本体工事と一体とみなし、前項の規定による警告又は入札参加停止措置の対象としない。

3 工事成績不良と判定された事由が、先に行った入札参加停止措置の事由と同一である場合は、第1項の規定による入札参加停止措置の対象としない。

附 則

1. この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

2. この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

3. この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

4. この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

5. この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

6. この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

7. この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

8. この要領は、令和6年10月7日から施行する。

様式-1

工事成績修正報告書

年 月 日

(あて先) 八 尾 市 長

契約検査課長

工 事 名			
受 注 者			
請 負 金 額	¥		
検 査 日		評 定 通 知 日	
修 正 理 由			

上記工事の検査評定成績を、次のとおり修正したので報告します。

評 定 項 目	細 別	評定点／満点		
		修正前	修正後	満点
1. 施 工 体 制	I. 施工体制一般			3.3
	II. 配置技術者			4.1
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理			13.0
	II. 工 程 管 理			8.1
	III. 安 全 対 策			8.8
	IV. 対 外 関 係			3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出 来 形			14.9
	II. 品 質			17.4
	III. 出 来 ば え			8.5
4. 工 事 特 性	I. 施工条件への対応			7.3
5. 創 意 工 夫	I. 創 意 工 夫			5.7
6. 社 会 性 等	I. 地域への貢献等			5.2
7. 評 定 点 計				100.0
8. 法 令 遵 守 等 (減点のみ)				
評 定 点 合 計				100

様式-2

八総契第 号
年 月 日

様

八 尾 市 長

警 告 書

工事名

上記の工事について、八尾市建設工事成績評定要領に基づき評定した結果、
工事成績不良と判定されました。

なお、再度工事成績不良と判定された場合は入札参加停止の措置を講じます。